

2026年4月23日

各位

会社名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎
(コード番号 6135 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL 046-284-1439)

会社名 MMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 池田 大輔

**MMホールディングス株式会社による
株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する
公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ**

MMホールディングス株式会社は、2026年4月23日、別添の「株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、MMホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社牧野フライス製作所（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年4月23日付「株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ」

各 位

会 社 名 MMホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 池田 大輔

株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する 公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ

MMホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年6月3日付プレスリリース「株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年6月3日付プレスリリース」といいます。）において、国内外の競争法及び投資規制法令等に基づき必要な許認可（以下「本クリアランス」といいます。）に係る手続及び対応が完了すること等一定の条件を前提条件として株式会社牧野フライス製作所（以下「対象者」といいます。）の普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを予定している旨を公表しておりました。

また、公開買付者が公表した2026年4月10日付「株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況等のお知らせ」において、公開買付者は、本公開買付けの実施に向けた本クリアランスに係る手続及び対応のうち、2026年4月10日時点において唯一取得できていなかった、日本における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に基づくクリアランスについて、当局が示す所定のプロセスに順じ、クリアランスの早期取得に向けた手続及び対応を進める旨をお知らせしておりました。

その後、公開買付者は、当局との間でクリアランスの取得に向けた協議を継続してまいりましたが、2026年4月22日付で、財務大臣及び経済産業大臣から、外為法第27条第5項に基づき、本公開買付け及びその後の対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続に係る対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を中止することの勧告（以下「本件勧告」といいます。）を受領いたしました。

本件勧告によれば、対象者は、軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物として輸出に際して経済産業大臣の許可が必要となる高性能な工作機械を製造しているほか、これに関する技術及び情報を保有しており、これらは日本国の防衛装備品の製造事業者においても広く利用されていること、対象者が保有する情報には、単一の情報では必ずしも機微性が認められないとしても他の情報と組み合わせることで国の安全の確保に係る機微情報となるおそれがある情報が存在し、企業価値向上施策の立案及び実行に必要な調達情報や営業情報といった情報もこれに含まれるところ、公開買付者による機微情報へのアクセスに係る懸念に対応するためには、企業価値を向上させるために必要となる情報にアクセスすることも困難となり、これは、公開買付者の投資目的と両立しないこと等から、本株式取得は外為法第27条第3項に規定する「国の安全等に係る対内直接投資等」に該当すると判断したとのことです。なお、本件勧告においては、当該判断の理由として、MBKパートナーズ株式会社及びそのグループ企業（以下「MBKPグループ」といいます。）がサービスを提供するケイマン諸島籍のファンドが、公開買付者の全ての株式を所有する点を除き、公開買付者を含むMBKPグループの属性及び資本構成に関する言及は一切ありません。

公開買付者としては、2025年6月3日付プレスリリースにおいて本公開買付けを公表してから約10か月にわたり、当局との間でクリアランス取得に向けた協議及び対応を実施し、対米外国投資委員会（CFIUS）における最新の実務等も参照しながら、当局から示された安全保障上の懸念を払しょくするに足りるリスク軽減措置を提示することを含め真摯に対応してきたことを踏まえ、2026年6月下旬には、クリアランスの取得が完了し本公開買付けを開始することを見込んでいたため、本件勧告を受領したことについては、大き

な驚きをもって受け止めております。

本件勧告を踏まえ、公開買付者は、外為法第 27 条第 7 項の規定に基づき、2026 年 5 月 1 日までに、本件勧告を応諾するかしないかを財務大臣及び経済産業大臣に対して通知することを予定しておりますが、本件勧告を応諾するか否かを含め、本公開買付けに関する今後の対応については、現在検討しております。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本発表資料（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本発表資料中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者（affiliate。以下同様）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本発表資料中の「将来に関する記述」は、本発表資料の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者（その関連者を含みます）及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー、並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても（又はその他の開示方法をもって米国でも）英文で開示が行われます。